

清算金について

換地処分に伴い、換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者に対し、清算金（徴収または交付）が発生いたします。土地の売買の際には、トラブルを防止するため、清算金の取り扱いについて、売主・買主、双方の売買契約書に「重要説明事項の特記事項」として明記してください。

従前地分筆による仮換地変更(分割)手続きについて

土地区画整理事業地内において、土地の売買、相続、贈与、共有物分割、またはその他の理由により仮換地の分割を必要とする場合は、従前の土地を分筆し、仮換地を変更(分割)することができます。

なお、土地の分筆手続きや調書修正等に伴う費用（土地所有者の負担）、お手続きに関しては、事前に市街地整備課に相談してください。

権利の変動はご連絡を！

土地の相続、売買などで所有権等の権利が移転された場合には、市街地整備課にご連絡くださるようお願いいたします。

建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等を行う場合は、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出について

第76条 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、土地区画整理法の規定により、法第76条許可が必要です。（許可申請は、市街地整備課まで）

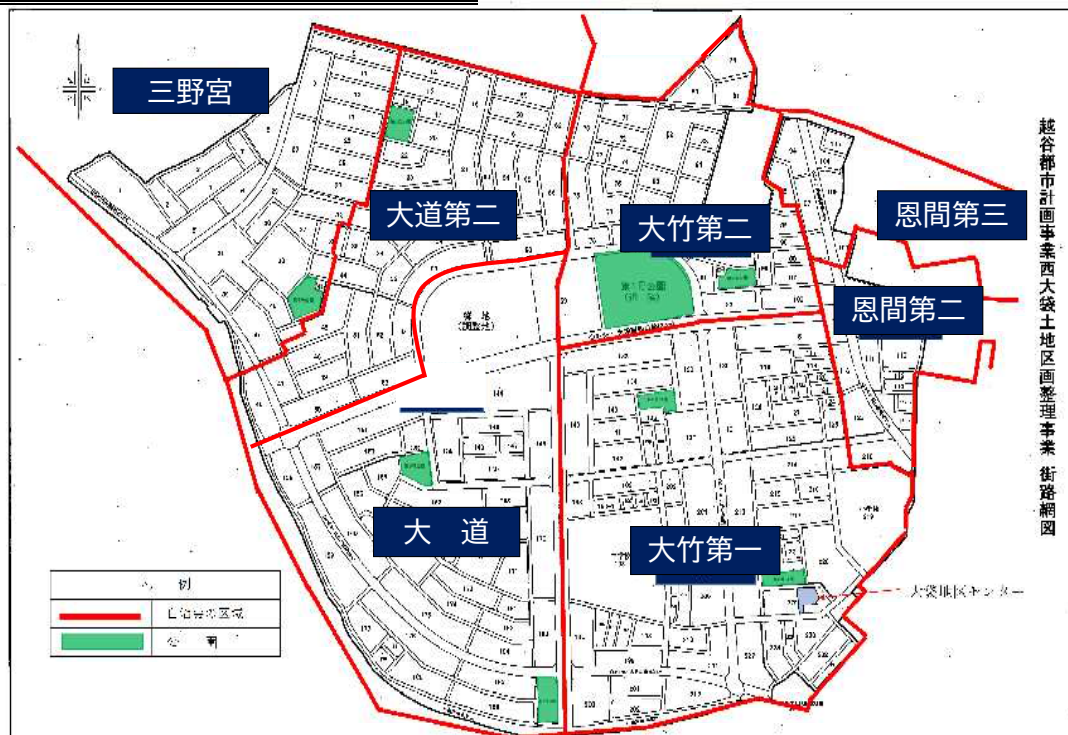
地区計画 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、都市計画法の規定により、工事着手の30日前までに都市計画課に地区計画の届出が必要です。届出は、都市計画課（048-963-9221）まで

仮換地への電柱等の設置について

電気・電話等の供給のため東京電力・N T T等各企業者からの建柱計画に基づき電柱等の設置を進めています。電柱等の設置は、関係権利者の皆様に仮換地（民有地）への電柱等の設置をお願いしています。敷地内の電柱等の設置にご理解、ご協力をお願いします。

新たに西大袋地区に転入された方へ(自治会加入のお願い)

地域コミュニティの推進を図るため、自治会への加入をお願いします。
地域コミュニティについては、市民活動支援課まで（048-963-9153）



西大袋地区 区画整理情報 No.33

発行: 令和7年5月

発行者: 越谷市役所都市整備部市街地整備課
(市役所本庁舎 6階)

問い合わせ: 048-963-9231(直通)



◎西大袋第一公園の完成について

西大袋第一公園は、令和4年度から工事を開始して、令和6年度に園路や遊具、植栽の新設工事を実施しました。その他に、クラウドファンディングを活用して、市内で初めて障がいの有無に関わらず遊べるインクルーシブ遊具を整備し、令和7年3月27日に全てのエリアをオープンいたしました。

また、寄付対象者参加型のペイントイベントを開催し、子どもたちみんなでイラストなどを描き、インクルーシブ遊具エリアを完成させました。

1. 公園名 西大袋第一公園(愛称: 西大袋あおぞら公園)
2. 主な施設 芝生広場、多目的広場(砂舗装)、遊具エリア(インクルーシブ遊具、複合遊具など)
トイレ2棟、駐車場2カ所、バーゴラ、ベンチなど



令和7年度の事業予算について

令和7年度の事業予算については、約22.2億円です。主な事業予算は次のとおりです。

○ 街路・下水道・盛土工事費等	5億 6,300 万円	○ 委託料	1億 3,170 万円
○ 家屋・立木等移転補償料	5億 0,800 万円	○ 事務費等	1億 2,033 万円
○ 土地使用・盛土整地補償料	1億 2,600 万円	○ 公債費	6億 4,497 万円
○ 上水道工事費負担金等	1億 2,600 万円		

令和7年度街路築造工事箇所図



至大袋駅



越谷特別市民
ガーヤちゃん

凡 例	
	過年度施工箇所
	令和7年度施工予定箇所
	使用収益開始済箇所

1:5,000
0 50 100 200 300 400 500

至大砂橋